

橋本市告示第 64 号

橋本市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を、別紙
のとおり定める。

令和 8 年 3 月 25 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

橋本市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成18年橋本市告示第130号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>第5条 略</p> <p>2 浄化槽の設置に伴い、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる額を限度とし、当該撤去又は再利用に要する費用に相当する額を前項の補助金の額に加算する。また、同一敷地内にある家屋(集合住宅を除く。)において、複数の既存単独浄化槽又はくみ取便槽の撤去が必要な場合も同様とする。</p> <p>(1) 既存単独処理浄化槽を撤去する場合 <u>150,000円</u></p> <p>(2) くみ取便槽を撤去する場合 <u>120,000円</u></p> <p>(3) 既存単独処理浄化槽を雨水貯留槽として再利用する場合 <u>120,000円</u></p> <p>3 配管工事を行う場合は、<u>330,000円</u>を限度とし、当該工事に要する費用に相当する額を第1項の補助金の額に加算する。</p>	<p>第5条 略</p> <p>2 浄化槽の設置に伴い、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる額を限度とし、当該撤去又は再利用に要する費用に相当する額を前項の補助金の額に加算する。また、同一敷地内にある家屋(集合住宅を除く。)において、複数の既存単独浄化槽又はくみ取便槽の撤去が必要な場合も同様とする。</p> <p>(1) 既存単独処理浄化槽を撤去する場合 <u>120,000円</u></p> <p>(2) くみ取便槽を撤去する場合 <u>90,000円</u></p> <p>(3) 既存単独処理浄化槽を雨水貯留槽として再利用する場合 <u>90,000円</u></p> <p>3 配管工事を行う場合は、<u>300,000円</u>を限度とし、当該工事に要する費用に相当する額を第1項の補助金の額に加算する。</p>

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。